



2016年5月30日

各 位

会 社 名	株 式 会 社 二 チ イ 学 館
代表者の役職氏名	代表取締役会長兼社長 寺田 明彦
コード番号	9 7 9 2 ( 東 証 第 1 部 )
本 社 所 在 地	東京都千代田区神田駿河台二丁目9番地 問い合わせ先
	責任者役職名 常務取締役経営管理統轄本部長
	氏 名 寺 田 剛
	電 話 番 号 0 3 - 3 2 9 1 - 3 9 5 4

## ストック・オプション（新株予約権）の行使条件変更に関するお知らせ

当社は、2016年5月30日開催の取締役会において、過去にストックオプションとして発行した新株予約権の行使条件を下記のとおり変更することを決議いたしましたのでお知らせいたします。

記

### I. 通常型ストック・オプション

#### 1. 変更する理由

執行役員制度の拡充に伴い、執行役員を新株予約権の割当の対象者に加える予定であります。それに伴い、新株予約権の行使条件の一部を以下のとおり変更するものであります。

#### 2. 行使条件を変更する新株予約権

株式会社ニチイ学館第1回新株予約権（通常型）（2015年6月30日開催の取締役会決議）

#### 3. 変更内容

（下線は変更部分）

現行条件	変更後条件
<p>（新株予約権の行使の条件）</p> <p>①新株予約権者は、平成27年7月25日から平成57年7月24日までの期間において、当社及び当社子会社の取締役のいずれの地位をも喪失した日の翌日から10日（10日目が休日に当たる場合には翌営業日）を経過する日までの間に限り、新株予約権を一括してのみ行使できるものとする。</p>	<p>（新株予約権の行使の条件）</p> <p>①新株予約権者は、平成27年7月25日から平成57年7月24日までの期間において、当社及び当社子会社の取締役及び執行役員のいずれの地位をも喪失した日の翌日から10日（10日目が休日に当たる場合には翌営業日）を経過する日までの間に限り、新株予約権を一括してのみ行使できるものとする。</p>

## II. 株式報酬型ストック・オプション

### 1. 変更する理由

執行役員制度の拡充に伴い、執行役員を新株予約権の割当の対象者に加える予定であります。それに伴い、新株予約権の行使条件の一部を以下のとおり変更するものであります。

### 2. 行使条件を変更する新株予約権

株式会社ニチイ学館第2回新株予約権（株式報酬型）（2015年6月30日開催の取締役会決議）

### 3. 変更内容

（下線は変更部分）

現行条件	変更後条件
（新株予約権の行使の条件） ①新株予約権者は、平成27年7月25日から平成57年7月24日までの期間において、当社及び当社子会社の取締役のいずれの地位をも喪失した日の翌日から10日（10日目が休日に当たる場合には翌営業日）を経過する日までの間に限り、新株予約権を一括してのみ行使できるものとする。	（新株予約権の行使の条件） ①新株予約権者は、平成27年7月25日から平成57年7月24日までの期間において、当社及び当社子会社の取締役及び執行役員のいずれの地位をも喪失した日の翌日から10日（10日目が休日に当たる場合には翌営業日）を経過する日までの間に限り、新株予約権を一括してのみ行使できるものとする。

（注）上記事項以外の新株予約権の内容等につきましては、2015年6月30日付の「ストック・オプション（新株予約権）の発行に関するお知らせ」及び2015年7月24日付の「ストック・オプション（新株予約権）の発行内容確定に関するお知らせ」をご参照下さい。

以上